

法人事業拠点区分貸借対照表
令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	165,171,845	180,908,532	△15,736,687	流動負債	62,602,537	81,297,052	△18,694,515
現金預金	148,199,113	155,746,675	△7,547,562	事業未払金	13,243,216	17,180,989	△3,937,773
事業未収金	16,920,492	25,111,857	△8,191,365	未返還金	35,032,379	49,038,108	△14,005,729
前払金	52,240	50,000	2,240	預り金	136,012	134,904	1,108
固定資産	528,468,276	530,676,253	△2,207,977	職員預り金	1,622,456	1,471,724	150,732
基本財産	115,486,349	123,289,424	△7,803,075	賞与引当金	12,568,474	13,471,327	△902,853
建物	71,996,296	76,503,604	△4,507,308	固定負債	132,621,452	122,723,130	9,898,322
建物付属設備	36,490,053	39,785,820	△3,295,767	退職給付引当金	132,621,452	122,723,130	9,898,322
定期預金	7,000,000	7,000,000	0	負債の部合計	195,223,989	204,020,182	△8,796,193
その他の固定資産	412,981,927	407,386,829	5,595,098	純 資 産 の 部			
構築物	655,757	672,162	△16,405	基金	314,535,088	320,039,568	△5,504,480
車輛運搬具	4,142,738	1,649,729	2,493,009	地域福祉振興基金	314,535,088	320,039,568	△5,504,480
器具及び備品	2,205,718	2,459,460	△253,742	国庫補助金等特別積立金	23,727,255	26,730,705	△3,003,450
権利	22,500	802,984	△780,484	国庫補助金等特別積立金	23,727,255	26,730,705	△3,003,450
貸付事業等貸付金	762,000	772,000	△10,000	次期繰越活動増減差額	160,153,789	160,794,330	△640,541
退職手当積立基金預け金	22,351,980	21,093,660	1,258,320	次期繰越活動増減差額	160,153,789	160,794,330	△640,541
退職給付引当資産	68,006,446	59,572,446	8,434,000	（うち当期活動増減差額）	△6,145,021	△9,486,551	3,341,530
地域福祉振興基金積立資産	314,535,088	320,039,568	△5,504,480				
長期前払費用	299,700	324,820	△25,120	純資産の部合計	498,416,132	507,564,603	△9,148,471
資産の部合計	693,640,121	711,584,785	△17,944,664	負債及び純資産の部合計	693,640,121	711,584,785	△17,944,664

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業

総合福祉センター運営事業

要介護認定調査事業

総合福祉会館運営事業

三潋総合福祉センター運営事業

田主丸老人福祉センター運営事業

福祉バス運行事業

地域福祉振興基金

退職手当積立基金

貸付事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	76,503,604	0	4,507,308	71,996,296
建物付属設備	39,785,820	0	3,295,767	36,490,053
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合 計	123,289,424	0	7,803,075	115,486,349

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	245,388,400	173,392,104	71,996,296
建物付属設備	43,214,442	6,724,389	36,490,053
構築物	3,911,400	3,255,643	655,757
車両運搬具	75,645,760	71,503,022	4,142,738
器具備品	17,515,648	15,309,930	2,205,718
無形固定資産	5,764,500	5,764,500	0
合 計	391,440,150	275,949,588	115,490,562

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

地域福祉事業拠点区分貸借対照表
令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	41,816,834	33,769,274	8,047,560	流動負債	34,936,818	29,829,489	5,107,329
現金預金	12,101,071	4,851,887	7,249,184	事業未払金	7,096,653	4,805,246	2,291,407
事業未収金	29,709,773	28,915,627	794,146	未返還金	22,288,856	19,538,021	2,750,835
立替金	5,990	1,760	4,230	賞与引当金	5,551,309	5,486,222	65,087
固定資産	4,346,712	4,378,579	△31,867	負債の部合計	34,936,818	29,829,489	5,107,329
その他の固定資産	4,346,712	4,378,579	△31,867	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	2,733,350	3,670,496	△937,146	次期繰越活動増減差額	11,226,728	8,318,364	2,908,364
器具及び備品	880,882	690,603	190,279	次期繰越活動増減差額	11,226,728	8,318,364	2,908,364
ソフトウェア	715,000	0	715,000	(うち当期活動増減差額)	2,908,364	3,955,075	△1,046,711
長期前払費用	17,480	17,480	0	純資産の部合計	11,226,728	8,318,364	2,908,364
資産の部合計	46,163,546	38,147,853	8,015,693	負債及び純資産の部合計	46,163,546	38,147,853	8,015,693

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。
- ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様

式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉活動推進事業

法人後見事業

共同募金配分金事業

ふれあいのまちづくり事業

生活支援体制整備事業

ふれあい福祉相談所事業

ボランティアセンター運営事業

障害者社会参加促進事業

成年後見センター運営事業

福祉人材バンク運営事業

生活福祉資金貸付事業

福祉サービス利用援助事業

生計困難者に対する相談支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,748,590	1,015,240	2,733,350
器具備品	5,248,176	4,367,294	880,882
無形固定資産	715,000	0	715,000
合 計	9,711,766	5,382,534	4,329,232

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

介護保険事業拠点区分貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	73,554,542	64,559,800	8,994,742	流動負債	9,663,625	9,223,270	440,355
現金預金	55,048,767	44,042,412	11,006,355	事業未払金	5,673,946	4,222,284	1,451,662
事業未収金	18,505,775	20,517,388	△2,011,613	賞与引当金	3,989,679	5,000,986	△1,011,307
固定資産	291,701,195	300,132,345	△8,431,150	負債の部合計	9,663,625	9,223,270	440,355
基本財産	85,966,219	91,233,300	△5,267,081	純 資 産 の 部			
建物	81,131,032	84,550,567	△3,419,535	国庫補助金等特別積立金	45,256,341	47,753,844	△2,497,503
建物付属設備	4,835,187	6,682,733	△1,847,546	国庫補助金等特別積立金	45,256,341	47,753,844	△2,497,503
その他の固定資産	205,734,976	208,899,045	△3,164,069	その他の積立金	196,509,026	198,064,206	△1,555,180
車輛運搬具	12	424,314	△424,302	人件費積立金	11,789,738	11,789,738	0
器具及び備品	3,109,068	3,482,435	△373,367	修繕積立金	0	2,348,600	△2,348,600
権利	4,500	229,320	△224,820	備品等購入積立金	0	29,846,698	△29,846,698
ソフトウェア	1,755,185	2,356,585	△601,400	施設・設備整備積立金	0	89,319,000	△89,319,000
退職給付引当資産	4,211,915	4,211,915	0	介護保険事業積立金	184,719,288	64,760,170	119,959,118
人件費積立資産	11,789,738	11,789,738	0	次期繰越活動増減差額	113,826,745	109,650,825	4,175,920
修繕積立資産	0	2,348,600	△2,348,600	次期繰越活動増減差額	113,826,745	109,650,825	4,175,920
備品等購入積立資産	0	29,846,698	△29,846,698	(うち当期活動増減差額)	2,620,740	△13,689,939	16,310,679
施設・設備整備積立資産	0	89,319,000	△89,319,000				
介護保険事業積立資産	184,719,288	64,760,170	119,959,118				
長期前払費用	145,270	130,270	15,000	純資産の部合計	355,592,112	355,468,875	123,237
資産の部合計	365,255,737	364,692,145	563,592	負債及び純資産の部合計	365,255,737	364,692,145	563,592

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 介護保険事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	84,550,567	0	3,419,535	81,131,032
建物付属設備	6,682,733	0	1,847,546	4,835,187
合 計	91,233,300	0	5,267,081	85,966,219

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	146,134,000	65,002,968	81,131,032
建物付属設備（基本財産）	56,656,500	51,821,313	4,835,187
車両運搬具	20,276,190	20,276,178	12
器具備品	16,112,274	13,003,206	3,109,068
無形固定資産	6,879,400	5,124,215	1,755,185
合 計	246,058,364	155,227,880	90,830,484

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

障害福祉サービス事業拠点区分貸借対照表
令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	12,520,435	8,927,859	3,592,576	流動負債	829,693	530,792	298,901
現金預金	10,587,185	7,876,269	2,710,916	事業未払金	577,393	295,843	281,550
事業未収金	1,933,250	1,051,590	881,660	賞与引当金	252,300	234,949	17,351
				負債の部合計	829,693	530,792	298,901
				純 資 産 の 部			
				次期繰越活動増減差額	11,690,742	8,397,067	3,293,675
				次期繰越活動増減差額	11,690,742	8,397,067	3,293,675
				(うち当期活動増減差額)	3,293,675	△1,105,401	4,399,076
				純資産の部合計	11,690,742	8,397,067	3,293,675
資産の部合計	12,520,435	8,927,859	3,592,576	負債及び純資産の部合計	12,520,435	8,927,859	3,592,576

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と診断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容
居宅介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし